

旧	新
<p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 変更なし</p> <p>(証券総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引(以下「証券総合取引」といいます。)をいつでもこの規定および約款(以下「約款等」といいます。)の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理約款</p> <p>② 投資信託自動けいぞく(累積)投資約款</p> <p>③ 投資信託定時定額買付取引約款</p> <p>④ 証券特定口座約款</p> <p>⑤ 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第3条～3 変更なし</p> <p>4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。</p> <p>第4条～第9条 変更なし</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 ①～⑤ 変更なし</p> <p>⑥ 第14条に定める約款等の変更不同意なるとき。</p> <p>⑦ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>第11条～第13条 変更なし</p> <p>(約款等の変更)</p> <p>第14条 約款等は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要を生じたときに改定されることがあります。なお、改</p>	<p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 変更なし</p> <p>(証券総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引(以下「証券総合取引」といいます。)をいつでもこの規定および約款(以下「約款等」といいます。)の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理約款</p> <p>② 投資信託自動けいぞく(累積)投資約款</p> <p>③ 投資信託定時定額買付取引約款</p> <p>④ 証券特定口座約款</p> <p>⑤ 非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資</u> <u>及び特定非課税累積投資</u>に関する約款</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第3条～3 変更なし</p> <p>4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付 (<u>電磁的方法等での交付を含む</u>)を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。</p> <p>第4条～第9条 変更なし</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 ①～⑤ 変更なし</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。</p> <p><u>⑦</u> やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>第11条～第13条 変更なし</p> <p>(約款等の変更)</p> <p><u>第14条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指</u></p>

<p>定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款等の改定に同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定</p>	<p><u>示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p><u>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</u></p> <p><u>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定 <u>令和 6 年 1 月改定</u></p>
--	---

○投資信託自動けいぞく(累積)投資約款

変更箇所 赤字・下線

旧	新
<p>第1条～第3条 変更なし</p> <p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第4条 お客様が、個別銘柄の自動けいぞく(累積)投資を開始するときは、前条規定の契約を締結したうえで、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行に提出することによって申し込むものとします。ただし、当行が自動けいぞく(累積)投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(以下、本条において「当該約款」といいます。)」により、お客様が非課税累積投資勘定に係る累積投資契約に基づく取引(以下「つみたて NISA」といいます。)での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行の選定する銘柄を対象銘柄とします。ただし、当該約款により、つみたて NISA での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて NISA 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることは</p>	<p>第1条～第3条 変更なし</p> <p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第4条 お客様が、個別銘柄の自動けいぞく(累積)投資を開始するときは、前条規定の契約を締結したうえで、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行に提出することによって申し込むものとします。ただし、当行が自動けいぞく(累積)投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款(以下、本条において「当該約款」といいます。)」により、お客様が<u>特定累積投資勘定</u>に係る累積投資契約に基づく取引(以下「つみたて投資枠」といいます。)での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、<u>および当該約款により、お客様が特定非課税管理勘定に係る累積投資契約に基づく取引(以下「成長投資枠優先の累積投資取引」といいます。)</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行の選定する銘柄を対象銘柄とします。ただ</p>

できません。

2 自動けいぞく(累積)投資のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「定時定額買付取引約款」によるものとし、つみたて NISA での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

(金銭の払込み)

第5条 変更なし

(買付の時期及び価額)

第6条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、証券総合取引規定その他の約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において買付申込日に制限が設けられている場合は、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の買付価額は、買付日の価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。なお、お客様がつみたて NISA での買付けの申込みをされる場合には、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 変更なし

第7条～第10条 変更なし

平成 13 年 12 月制定
平成 18 年 12 月改定
平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 1 月改定
平成 27 年 9 月改定
平成 29 年 10 月改定
以上

し、当該約款により、つみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 自動けいぞく(累積)投資のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「定時定額買付取引約款」によるものとし、つみたて投資枠での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

(金銭の払込み)

第5条 変更なし

(買付の時期および価額)

第6条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、証券総合取引規定その他の約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において買付申込日に制限が設けられている場合は、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の買付価額は、買付日の価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。なお、お客様がつみたて投資枠での買付けの申込みをされる場合には、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 変更なし

第7条～第10条 変更なし

平成 13 年 12 月制定
平成 18 年 12 月改定
平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 1 月改定
平成 27 年 9 月改定
平成 29 年 10 月改定
令和 6 年 1 月改定
以上

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 1～2変更なし</p> <p>3 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款(お客様が、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」(以下、本項において「当該約款」といいます。))により、「つみたて NISA」での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)、指定ファンドの目論見書によるものとします。</p> <p>なお、お客様が当該約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて NISA 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>第2条 変更なし</p> <p>(口座振替および買付)</p> <p>第3条 当行は、お客様が、申込書により指定された振替金額について、当行所定の振替日(以下「振替指定日」といいます。)(ただし、当該振替指定日が銀行休業日となる場合は、翌営業日とします。))にお客様の指定預金口座から口座振替にて自動引き落としさせていただきます。また、お客様が2銘柄以上を指定ファンドとされている場合には、各指定ファンドの振替金額の合計額を、自動引き落としさせていただきます。</p> <p>2 振替金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客さまが「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」に基づき、つみたて NISA での買付けをする場合は、当該指定ファンドの購入の代価(振替金額から、第8項に定める当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたて NISA で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が 40 万円</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 1～2 変更なし</p> <p>3 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款(お客様が、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款」(以下、本項において「当該約款」といいます。))により、<u>特定累積投資勘定(以下、「つみたて投資枠」といいます。)</u>での買付けをすることができる投資信託の銘柄、<u>及び特定非課税管理勘定(以下、「成長投資枠」といいます。)</u>での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)、指定ファンドの目論見書によるものとします。</p> <p>なお、お客様が当該約款に基づき、つみたて<u>投資枠</u>での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて<u>投資枠</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>第2条 変更なし</p> <p>(口座振替および買付)</p> <p>第3条 当行は、お客様が、申込書により指定された振替金額について、当行所定の振替日(以下「振替指定日」といいます。)(ただし、当該振替指定日が銀行休業日となる場合は、翌営業日とします。))にお客様の指定預金口座から口座振替にて自動引き落としさせていただきます。また、お客様が2銘柄以上を指定ファンドとされている場合には、各指定ファンドの振替金額の合計額を、自動引き落としさせていただきます。</p> <p>2 振替金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客さまが「<u>当該約款</u>」に基づき、つみたて<u>投資枠</u>での買付けをする場合は、当該指定ファンドの購入の代価(振替金額から、第8項に定める当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたて<u>投資枠</u>で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が <u>120</u> 万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。</p>

を超えることとなるような振替金額の指定はできません。

3 年間2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引き落とし、指定ファンドの買付けを行うことができます。この場合、当行所定の書面により届け出てください。増額金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客様が当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」に基づき、つみたて NISA での買付けをする場合は、つみたて NISA で買付しようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額(第8項に規定する当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。)との各年ごとの合計額が 40 万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

第3条4～7 変更なし

8 当行は、振替指定日にお客様の指定預金口座から振替金額の引き落としが成立した場合に限り、指定ファンドの買付けの申込みがあったものとし、当該振替指定日の翌々営業日(以下「買付日」といいます。)に、当該口座振替にて引き落とした振替金額をもって指定ファンドの買付けを行います。この買付価額は、指定ファンドの目論見書に定める価額に、当行所定の手数料等を加えた金額とします。ただし、つみたて NISA による指定ファンドのお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

第3条9～第9条 変更なし

(定時定額買付取引のサービスの解約)

第10条 定時定額買付取引のサービスは、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、定時定額買付取引の解約を申し出られた場合
- ② お客様が累積投資契約を解約された場合
- ③ 当行が定時定額買付取引のサービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当行が定時定額買付取引の解約を申し出た場合

3 年間2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引き落とし、指定ファンドの買付けを行うことができます。この場合、当行所定の書面により届け出てください。増額金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客様が当行の「当該約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額(第8項に規定する当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。)との各年ごとの合計額が 120 万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

第3条4～7 変更なし

8 当行は、振替指定日にお客様の指定預金口座から振替金額の引き落としが成立した場合に限り、指定ファンドの買付けの申込みがあったものとし、当該振替指定日の翌々営業日(以下「買付日」といいます。)に、当該口座振替にて引き落とした振替金額をもって指定ファンドの買付けを行います。この買付価額は、指定ファンドの目論見書に定める価額に、当行所定の手数料等を加えた金額とします。ただし、つみたて投資枠による指定ファンドのお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

第3条9～第9条 変更なし

(定時定額買付取引のサービスの解約)

第10条 定時定額買付取引のサービスは、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、定時定額買付取引の解約を申し出られた場合
- ② お客様が累積投資契約を解約された場合
- ③ 当行が定時定額買付取引のサービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当行が定時定額買付取引の解約を申し出た場合
- ⑤ 第8条の規定により指定ファンドが定時定額買付取引

<p>⑤ 第8条の規定により指定ファンドが定時定額買付取引の対象銘柄から除外されたとき</p> <p>⑥ 一定期間指定ファンドの買付けがなされなかった場合</p> <p>2 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(以下、本項において「当該約款」といいます。)に基づく、つみたて NISA での本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本契約が終了するものとします。</p> <p>① お客様が当該約款第12条の2の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日</p> <p>② 当該約款第10条の2条の規定に基づき、累積投資勘定が廃止される場合 累積投資勘定が廃止される日</p> <p>③ 当該約款第18条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>3 前項第1号の規定により、お客様が当行所定の書式で定時定額買付取引の解約の申し出をされた場合、当該申し出が振替指定日の6営業日前までの場合には、次回振替予定分より口座振替を停止します。それ以降に申し出をされた場合には、その次の回より口座振替を停止します。</p> <p>第10条4～第11条 変更なし</p> <p>平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 22 年7月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 29 年 10 月改定 以上</p>	<p>の対象銘柄から除外されたとき</p> <p>⑥ 一定期間指定ファンドの買付けがなされなかった場合</p> <p>2 前項に定める場合のほか、「<u>当該約款</u>」に基づく、つみたて<u>投資枠</u>での本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本契約が終了するものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① お客様が当該約款<u>第8条の3</u>の規定に基づき、<u>特定</u>累積投資勘定が廃止される場合 <u>特定</u>累積投資勘定が廃止される日</p> <p>② 当該約款第 <u>13</u>条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>3 <u>第1</u>項第1号の規定により、お客様が当行所定の書式で定時定額買付取引の解約の申し出をされた場合、当該申し出が振替指定日の6営業日前までの場合には、次回振替予定分より口座振替を停止します。それ以降に申し出をされた場合には、その次の回より口座振替を停止します。</p> <p>第10条4～第11条 変更なし</p> <p>平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 22 年7月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 29 年 10 月改定 <u>令和6年1月改定</u> 以上</p>
---	---

○証券特定口座約款

変更箇所 赤字・下線

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(特</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(特</p>

定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、租税特別措置法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「特定公社債」のうち国債ならびに地方債(以下、国債と地方債を併せて「公共債」といいます。)をいいます。

第1条2～3 変更なし

(特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の3に基づき、お名前、生年月日、ご住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

第2条3～4 変更なし

5 お客様が当行に対して法第 37 条の 11 の6第2項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 10 の 13 第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第 37 条の 11 の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の

定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、**法**第3条第1項第1号に規定する「特定公社債」のうち国債ならびに地方債(以下、国債と地方債を併せて「公共債」といいます。)をいいます。

第1条2～3 変更なし

(特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令(以下「**施行令**」といいます。)第 25 条の 10 の3に基づき、お名前、生年月日、ご住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により**法**その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

第2条3～4 変更なし

5 お客様が当行に対して法第 37 条の 11 の6第2項および**施行令**第 25 条の 10 の 13 第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第 37 条の 11 の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲

<p>特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。</p> <p>第2条6～第6条 変更なし</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。</p> <p>第7条～第19条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年7月制定 平成 21 年 12 月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 以上</p>	<p>渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。</p> <p>第2条6～第5条 変更なし</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。</p> <p>第7条～第19条 変更なし</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年7月制定 平成 21 年 12 月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 令和6年1月改定 以上</p>
--	---

○非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び**特定非課税累積投資に関する約款**

変更箇所 赤字・下線

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株</p>

第一銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 2号及び第4号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1日から再開年又は再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行わ

式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、法第 37 条の 14 第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第 37 条の 14 第5項第 1号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」)といいます。)第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1日から再開年又は再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等

れていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の9月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

6 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

8 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

(個人番号未告知口座の取扱い)

第2条の3 個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、当行の定める日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 (削除)

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から令和5年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。))は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から令和24年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 (削除)

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

(非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 (削除)

等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。))に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出を

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 (削除)

したお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい)の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該取得対価の額の合計額、同年において当該口座に受け入れている、第5条の2第1項第1号イの上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(同年の前年12月31日にお客様が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

② 施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条の 2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① お客様が、第 3 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間(本号において、「受入期間」といいます。)に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもののうち、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの。ただし、当該上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。

イ 第 1 項本文で定める取得対価の額の合計額及び特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年 12 月 31 日にお客様が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている、第 5 条第 1 項第 1 号に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

② 施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること

ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法又は法37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2(削除)

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 (削除)

技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします

(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期限までに当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式会社等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします

(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

①削除

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める

期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 9 条 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の

期間までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定累積投資勘定終了時の取扱い)

第 8 条の 3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第 8 条の 4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

第 9 条 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の

提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 お客様が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を

提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過するまでの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 (削除)

変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の別に定める期限までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

3 令和6年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に令和5年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(手数料)

第11条 法令・諸規則の変更等が行われ、または当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じた場合には、手数料をいただくことがあります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第12条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(手数料)

第10条 将来、法令・諸規則の変更等が行われることまたは当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 お客様が当該各年の「特定累積投資勘定」又は「特定非課税管理勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下本条において、「受入期間」といいます。)内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際又は累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2 特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

3 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(異動、出国、死亡時の取扱い)

第 12 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

- ① 住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。
- ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。
- ③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

②(削除)

- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日までの間で当行が定める日

- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 法第 37 条の 14 第 26 項に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(届出事項の変更)

第 14 条 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行に

(合意管轄)

第 14 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 15 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 1 月改定
平成 27 年 9 月改定
平成 28 年 1 月改定
平成 29 年 10 月改定
令和 3 年 4 月改定

届出された氏名、住所又は個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当行に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード等」及び住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

(法令・諸規則等の適用)

第 15 条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 16 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 17 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 18 条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 1 月改定
平成 27 年 9 月改定
平成 28 年 1 月改定
平成 29 年 10 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 6 年 1 月改定

旧	新
<p>第1章 総則 (約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」等その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において当初契約日に遡って適用されたものとみなします。)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書</p>	<p>第1章 総則 (約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法(以下「法」といいます。)<u>第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)</u>が、<u>法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)</u>の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、<u>法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</u></p> <p>2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で<u>法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」</u>(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」等その他の当行が定める契約条項及び<u>法</u>その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において当初契約日に遡って適用されたものとみなします。)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日 <u>又は2023年9月30日のいずれか早い日</u>までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)<u>第18条の12</u></p>

類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあつては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限りま)を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。))第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあつては、お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限りま)を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4(削除)

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から令和5年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、令和6年から令和10年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に

5(削除)

(継続管理勘定の設定)

第3条 1～2(削除)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、令和6年から令和10年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において

設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において
処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非
課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみ
を受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けら
れた日から同日の属する年の12月31日までの間(以
下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等
の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購
入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株
式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいま
す。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式
等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し
時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集(金融商
品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当
するものに限り、)により取得をした上場株式等で、そ
の取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年
分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お
客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の
15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場
株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等
(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規
定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づ
き、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非
課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5
年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日
に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上
場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の
規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11
項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管
理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入
れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日
から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続
管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管
がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1

処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条

第1項 (削除)

当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理
勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れ
ます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日
から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続
管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管
がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、施行規則

号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、又は租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第 7 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下、「5 年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第 5 条第 1 項第 1 号ロ若しくは第 2 号の、又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下、「5 年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。)

③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、又は法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第 7 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第 5 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①お客さまが当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りま)又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りま)による譲渡

2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①お客さまが施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座(法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合、一般口座への移管

②前号に掲げる場合以外の場合、特定口座(前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りま)又は贈与をしないこと

イ 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りま

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れること

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び

す。)による譲渡

ハ 法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れること

(継続管理勘定等への移管)

第 9 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

2 前項の場合において、お客様が、施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行の定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 10 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口

当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 10 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限り、)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第 3 章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第 12 条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 11 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限り、)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

第 12 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 4 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 (削除)

第 3 章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第 13 条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 16 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りません。)又は贈与をしないこと

(課税管理勘定における処理)

第 14 条 課税未成年者口座における上場株式等(法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第 16 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 17 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りません。)又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 17 条 第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 18 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

イ 法第 37 条の 10 第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

ニ 施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 18 条 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第 19 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第 16 条及び第 20 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第 20 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金
② 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りです。)

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客様名義の当行預金口座への出金
② 現金での引出(窓口で行うものに限りです。)
③ お客様名義の当行証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第 21 条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座

(出国時の取扱い)

第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第 15 条及び第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第 21 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金
② 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りです。)

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客様名義の当行預金口座への出金
② 現金での引出(窓口で行うものに限りです。)
③ お客様名義の当行証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第 22 条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座

及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第24条 お客様が受入期間内に当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第25条 お客様が当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、当行所定の手続きにより譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第 25 条 基準年に達した場合には、当行はおお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第 26 条 平成 29 年から令和 11 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とおお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(取得対価の額の合計額が 80 万円を超える場合の取扱い)

第 27 条 お客様が当行に対し、未成年者口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が 80 万円を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の合計額が 80 万円に達するまでは未成年者口座に、80 万円を超える部分は課税未成年者口座で受け入れることとさせていただきます。

(本契約の解除)

第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに

第 26 条 基準年に達した場合には、当行はおお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第 27 条 令和 6 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とおお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(取得対価の額の合計額が 80 万円を超える場合の取扱い)

第 27 条 (削除)

(本契約の解除)

第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

① お客様又は法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未

規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により
お客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項
に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合
出国日

④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者
又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこ
ととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13
の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提
出があったものとみなされた日(出国日)

⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をし
た者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續
きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第
17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出
があった場合 本契約により未成年者口座を開設された
お客様が死亡した日

⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の
定める日

第 29 条～30 条変更なし

(約款の変更)

第 31 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指
示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又
はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定
事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお
申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。
2 前項の通知がお客様の住所変更手続き完了やお客様の
責めに帰すべき事由等により延着または到着しなかつ
た場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなし
ます。

成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14
の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届
出書」を提出したものとみなされた日

③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者
出国届出書」の提出があった場合 出国日

④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者
又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこ
ととなった場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する
「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなさ
れた日(出国日)

⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の「出国移管
依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日におい
てお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成
年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」の提出
をしなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が
18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をし
た者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續
きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する
同施行令第 25 条の 13 の 5に定める「未成年者口座開設
者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成
年者口座を開設されたお客様が死亡した日

⑦ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の
定める日

第 29 条～30 条変更なし

(約款の変更)

第 31 条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指
示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法
548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変
更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表
示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方
法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期
間を経過した日から適用するものとします。

3 第1項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。

附則

1 この約款は、平成29年10月1日より適用させていただきます。

2 成人年齢に係る令和元年税制改正にともない、令和5年1月1日より本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」と読み替えます。

平成28年1月制定

令和4年4月改定

附則 (削除)

平成28年1月制定

令和4年4月改定

令和6年1月改定